

嘉麻市社協だより

えがお

No.173

発行日:2023.2.1



根元の土を丸く整える様子を注視するみなさん



こけだま

苔玉で育つシクラメンが
冬に彩を放つ

～枝坂いきいきサロンの
みなさんで苔玉づくりに挑戦～

社会福祉法人 嘉麻市社会福祉協議会

〒821-0012 嘉麻市上山田502番地6

TEL 0948-43-3511 FAX 0948-43-3450

<https://kama-shakyo.com>

✉ info@kama-shakyo.com

[f https://www.facebook.com/kama.swc](https://www.facebook.com/kama.swc)



※QRコードから、本会のホームページにアクセスすることができます。

縁遠く感じる公証役場

実は普段の生活に深く関わる業務を担う

公証役場について学ぶ

本会は、家庭裁判所の審判を経て、成年後見制度の中の法定後見制度（後見・保佐・未成年後見）を受任していますが、近年は、自分が将来認知症になった際の生活や死後の不安について相談を受けることが増えているため、任意後見契約による取り組みの必要性を感じるようになりました。

任意後見制度とは、ご本人に十分な判断能力がある時に、あらかじめ任意後見人となる方や委任する事務内容を公正証書による契約で定めておき、判断能力が不十分になった後に、任意後見人が委任された事務をご本人に代わって行うものです。任意後見契約公正証書は公証役場の公証人が作成します。

日常生活の中で、公証役場や公証人と関わる機会はほとんど縁遠く感じますが、実は普段の生活に深く関わりのある業務を担っている機関です。そこで今号では、飯塚公証役場の公証人 よしだみつひろ 吉田光宏さんに公証役場の業務や任意後見制度について寄稿してもらいました。

1 公証役場は何をするところ？

公証役場は、大きく分けると、(1) 公正証書の作成、(2) 定款、国内向け・海外向け私文書の認証、(3) 確定日付の付与の3種類について、法務大臣から任命を受けた公証人が法的サービスをするところです。

2 どんなときに利用できるの？

利用の多い前記1(1)の公正証書について具体的な例を示してご説明します。

(1) 遺言公正証書：①夫婦間に子どもがおらず、配偶者に全財産を残したいとき、②法定相続分に

よらず、自分の意思で各相続人に財産を配分したいとき、③妻(夫)に自宅に住み続ける権利(配偶者居住権)を遺贈したいとき、④相続人以外の人に財産を残したいとき、⑤相続人の中に外国に居住する者や所在が不明な者がいて、遺産分割協議をするのに事実上障害があるとき、⑥相続人同士が不仲で、遺産分割協議が円満にまとまらず、遺産争いとなるおそれがある場合等に利用されます。ただし、認知症等を発症し、判断能力が不十分になった場合には作成できません。また、公証役場にお越しにならない場合には、公証人が病院やご自宅まで出張することもできます。

(2) 離婚給付公正証書：離婚の際、法律的な観点から将来トラブルが起きないように、養育費、面会交流、慰謝料、財産分与等の内容を整理してもらいたいときに利用されます。債務者が、前記養育費等の支払いを約束したのに支払わない場合、強制

執行に服する旨の文言があれば、裁判によらず、直ちに強制執行できます。

3 費用はどれくらいかかるの？

公証人が、公正証書等を作成した場合の手数料は、政府が定めた「公証人手数料令」という政令で定められており、契約やその他の法律行為に関する証書作成の手数料は、原則として、その目的の価額により定められています。

例えば、遺言公正証書の手数料の場合、遺産の額によって決まりますので一概にいえませんが、概ね5万円から10万円のケースが多いようです。

4 任意後見制度について

前記2で触れませんでした。最近、お問い合わせの多い任意後見制度についてご説明します。

(1) 任意後見制度とはどんな制度ですか。

任意後見制度は、あらかじめ契約を締結し選任しておいた任意後見人

に、将来、認知症や精神障がいなどで判断能力が不十分になったときに支援を受ける制度です。この契約は、法律により必ず公正証書で作成する必要があります。

人は年をとるにつれて、次第に物事を判断する能力が衰えていくことは避けられません。場合によっては、認知症といわれるような状態となり、自分の持っている不動産の管理や預貯金の出し入れなどの自分の日常生活にかかわる重要な物事について適切な処理をすることが出来なくなる場合も決して少なくありません。また、事故や病気などが原因となって同じような状態になることもあります。そのようなときのために、財産の管理や医療契約、施設への入所などの身上に関する事柄を自分に代わってやってくれる人をあらかじめ選んでおくことが安心です。

(2) 任意後見契約公正証書はいつでも作成できますか。

任意後見契約は、遺言公正証書作成の場合と同様、本人が十分な判断能力を有する時にしか作成できません。

ん。なお、判断能力が不十分になった時に利用できる制度としては、家庭裁判所が個々の事案に応じて成年後見人等を選任する法定後見制度があります。

(3) 任意後見人は身内の者でもなることができますか。

法律が任意後見人としてふさわしくないとして定めている事由がない限り、誰でも成人であれば任意後見人になることができます。子、兄弟姉妹、甥姪等の親族や親しい友人でもかまいません。このような人がいない場合には、弁護士、司法書士、社会福祉士、行政書士などの専門家や社会福祉協議会、社会福祉法人などの法人を選任することもできます。



公証人による無料相談会のご案内

遺言、尊厳死、金銭消費貸借、土地・建物の賃貸借、協議離婚に伴う養育費や慰謝料の支払い、任意後見などでお悩みの方はご相談ください。

なお、相談には予約が必要です。先着順となっておりますので、お早目にお申し込みください。

- 日時** 令和5年3月14日(火) 13時30分～15時30分(1人30分)
- 場所** 山田ふれあいハウス(嘉麻市上山田502番地6)
- 費用** 無料
- 相談員** 飯塚公証役場 公証人 吉田 光宏さん
- 申込先** 嘉麻市社会福祉協議会 ☎ 0948-43-3511

かま権利擁護センターで支援している方の中には、親族が関わりを拒否していたり、天涯孤独の状態にある方がおられます。平成28年に施行された「成年後見の事務の円滑を図るための民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律」では、成年後見人が成年被後見人の遺体の引き取りや火葬、生前にかかった医療費や公共料金等の支払いなどの死後事務ができるようになりましたが、日常生活自立支援事業では、このような死後事務を行うことができない仕組みになっています。

そこで令和5年度は、任意後見契約及びそれを補完する継続的見守り契約や死後事務委任契約に基づく事業に取り組むことにしています。

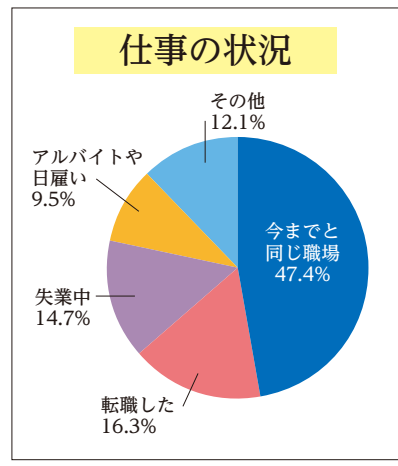
償還に不安がある方が 44.5%という結果に

生活福祉資金特例貸付生活状況調査第一次報告から

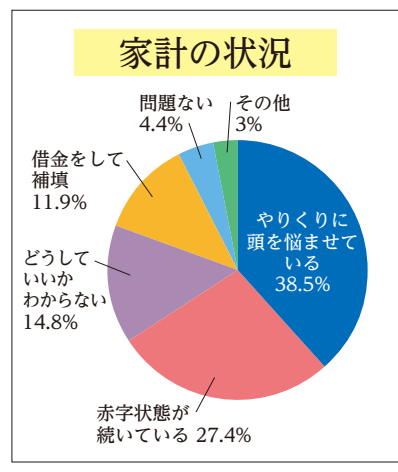
新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けて失業したり、休業などによって減収となつて、生活が立ち行かなくなつた方々を支えるために令和2年3月23日から特例貸付がスタートし、令和4年9月30日までの約2年半続きました。

本会では、令和4年6月30日までに貸付が決定した借受者465名を対象に資金借受後の家計を含めた生活状況調査を実施し、106名から回答がありました。(回収率22.8%)その内64名が生活の立て直しに向けた支援を希望し、42名は希望されませんでした。

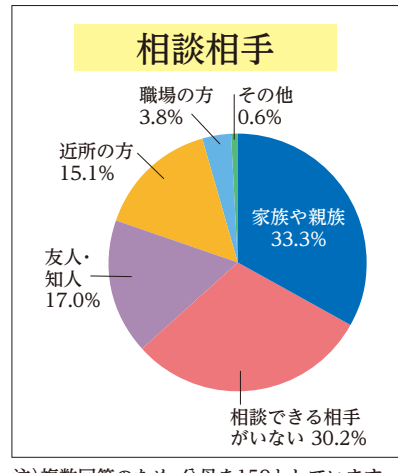
仕事の状況を尋ねた設問では、14.7% (17名)の方が「失業中」と回答し、



注)複数回答のため、分母を116としています。



注)複数回答のため、分母を135としています。



注)複数回答のため、分母を159としています。

その中には支援を希望しない方が5.2% (6名)含まれています。家計状況を尋ねた設問では、「問題ない」と回答した方は4.4% (6名)にとどまり、残りの95.6% (129名)の方は、家計に何らかの不安を抱えていることがわかりました。また、困った際に相談したり、頼る相手がいるかを尋ねた設問では、30.2% (48名)の方が「相談できる相手がいない」と回答しています。

この調査結果から見えてくるのは、相談する相手もない中で、何とか生活を立て直したいと懸命に頑張つてはいても、困窮状態から抜け出せない方が今も多くいるという現実です。この貸付を利用する期間

お問い合わせ先
嘉麻市社会福祉協議会
☎0948-43-13511

に業績が回復したり、再就職して生活を維持するだけの収入を得られるようになった方にとってこの貸付は大きな一助となりましたが、令和5年1月から償還が順次始まって行く中で、今もって失業中の方や家計に余力のない方にとっては、償還が大きな不安となっているということです。

これから必要なのは、ソーシャルワークに基づく支援だと思えますので、本会としては支援を希望する方と定期的に面談して償還に関することだけでなく、生活状況をきちんと聞き取った上でアセスメントを行い、多機関・多職種連携による支援に結びつけていきたいと思えます。今もって生活が苦しい状況にある方や特例貸付の償還に不安のある方は、本会または下記のかま自立相談支援センターまでぜひご相談ください。

**生活の困りごと(住まい、仕事、家計など)は
かま自立相談支援センターへご相談ください**

相談無料 秘密厳守

かま自立相談支援センターは仕事や債務、家計などの生活に関する様々な困りごとについて、相談支援員がじっくりお話を伺い、あなたと一緒に問題を整理し、どうしたらいいかを考え、解決に向けてサポートします。また、コロナ禍の影響で生活にお困りの方の相談もお受けしていますので、一人で悩まず、まずはご相談ください。

ご相談・お問い合わせ **かま自立相談支援センター**
〒821-0012 嘉麻市上山田502番地6 (山田ふれあいハウス内) ☎0948-43-4751 (直通)
※電話での相談は、24時間365日対応しています

ひきこもり支援に関わる機関が支援の悩みを共有

「ひきこもり支援者意見交換会を開催」

昨年12月12日(月)、嘉麻市役所にて、ひきこもり支援者意見交換会を開催しました。今回の意見交換会は、各機関が出席しているひきこもり当事者および家族の状況と支援における課題を共有すること、これから支援

にお願ひしました。参加した機関は、嘉麻市役所の健康課や高齢者介護課、生活支援課のほか、嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所、筑豊サテライトオフィスなどの14機関27名が一堂に会しました。



藤嶋さんから今後の取り組みについての助言が…

機関が取り組まなければならないことを明確にすること、同じ目標に向かって前に進むきっかけとすることを目指して開催し、助言者を藤嶋勇治さん(飯塚市・嘉麻市・桂川町障がい者基幹相談支援センター・センター長)

意見交換会の冒頭、事前に実施した各機関のひきこもり相談に関する状況調査の結果を本会のひきこもり相談支援センターから報告しました。「ほとんどの機関でひきこもりの家族を持つ世帯に会っていていること」、「40歳〜60歳代のひきこもり当事者のほか、若年層の方も少なくないこと」、「当事者や家族はどうにかしたいと思う一方で周りの人に知られたくないという思いを抱えていること」、「生活困窮などの大きな問題が生じるまで相談につながりにくく、ひきこもりが長期になってしまつこと」、「当事者からの相談は少なく、家族や地域住民、関係機関か

らの相談が多いこと」などの実情が見えてきました。助言者の藤嶋さんからは「出会っている当事者のなかで10代・20代の割合が県の調査より高く、10代のひきこもりは、いわゆる不登校児童だと思つるので、教育委員会などの学校関係者も交えた方がいいと思います。また、ひきこもりの定義は6か月以上自宅から出していない方という話もありますが、それにとらわれず、できるだけ早くつながり、長引かないようなサポートが必要なのではないでしょうか」との助言がありました。

調査報告ののち、各機関の参加者で意見交換をしました。そのなかで、「ひきこもり当事者に会ってはいれるものの、その先のアプローチの仕方やどのように関わっていけばいいのか分からない」、「親が施設に入ったあとや亡くなったあとの金銭管理、公的保険の掛け金のことが心配」、「本人になかなか会えなかったり、会うまでに時間がかかってしまつ」、「ひきこもりが長期になると、精神疾患等の病気が疑われる可能性もあるため、医療につなぐチームサポートがあればいいと思う」、「ケース会議のような多機関で情報を共有できる場が欲しい」などの意見が出ました。それを受けて、藤嶋さんから「ひきこもり支援は、みなさんが思っているように非常に難しいので1つの機関で担っていくのは現実的ではありません。関係機関で協力しながら、対応することで本人の状況把握や支援のきつかけがつかめる可能性が高くなると思います。まずは、顔の見える関係をつくるのが大切であり、このよ



ひきこもり支援の状況を参加者で共有

うな場を継続して持つことが必要ではないでしょうか」との情報がありました。参加者から「情報が共有の場がほしい」との意見もあつたことや、このネットワークをどうにか支援に活かしていきたいかという思いを共有できたとため、3か月おきを集まることとなりました。今後ひきこもり当事者や家族の支援に取り組んでいくため、このつながりを活かしていきたいと思いま

す。

かまひきこもり相談支援センターは、できるだけ早く当事者の方やその家族と出会い、今の生活状況を一緒に整理し、これからのことを考えていけるようになればと思っています。少し話をきいてほしい方、ご家族のことで悩みがある方など、つながることで見つかる道が必ずありますので、ぜひ一度センターまでお気軽にご連絡ください。

☎0948-431-3511
メール:kizuna@kama-shakyo.com

懐かしい本に出合えるかも!?

本のリサイクル

稲築地区にお住いのAさん宅(82

歳)の2階には、県外に住む2人の子さんと亡くなったご主人が、昔読んでいた趣味の本や参考書、小説、漫画などがたくさん眠っていました。古紙回収ボックスに持っていくなどしながら部屋の片づけをしているときに、長男さんが小学校3年生の時に書いた文集が見つかり、そこには公務員になりたいとの将来の夢が綴られており、リビングやトイレ、ベランダなどに座って、いつも本を読んでいた幼いころの姿を思い出したそうです。

Aさんは、これらの本を必要なら読んでもらいたいと考えるようになり、数か月前から、車庫に本棚を設置しました。参考書を手にする帰宅途中の高校生とのおしゃべりに、数年後にスーツを着て働く姿を想像し、「頑張って」とエールを送ったり、趣味の本を見る近所の方に、より分かりやすい本を手渡したりと、交流

を楽しんでいるそうです。

車庫は常時解放されており、いつでも、誰でも自由に持ち帰ることができます。参考書は残り少ないようですが、全巻そろった小説はたくさんあります。本に興味がある方は左記にお問い合わせください。

お問い合わせ先

嘉麻市社会福祉協議会

☎094814313511



一人でも気軽にできる スロージョギングに魅了され...



東馬見^{やまべ}行政区にお住いの山口^{やまぐち}俊徳さんは、スロージョギングという運動方法で体を動かしています。

スロージョギングとは歩く速さ程度で走るもので、息が切れることもなく運動できますが、ゆっくりとしたペースで走ることによって様々な筋肉を使用するため、ウォーキングよりもエネルギー消費量が多いと言われています。

山口さんはスロージョギングアドバンス資格認定者であるため、スロージョギング教室やイベント等を主催し参加者への指導ができることと、嘉麻市内では5人の有資格者がおられるそうです。

山口さんは「目標がないと運動は続きませんが、スロージョギングは広いスペースを必要とせず、話をしながらでもできるので、その手軽さが魅力の一つです」と話されました。

以前は近くに住んでいるご近所さんを中心に指導したり、一緒に身体を動かす機会があったそうですが、ここ最近はコロナ禍で交流は途切れているとのことでした。

ただ、スロージョギングは1人でできる運動なので、山口さんは毎日欠かさず続けており、雨の日も室内で取り組んでいるそうです。



寒い季節に最適! 簡単で身体が温まるスープを作ってみよう!

雪が舞う季節、まだまだ寒さが続いています。みなさん風邪などひかれていますか。そんな寒い時期には身体を温める作用のある食材(しょうが、だいこん、ねぎ、にんじん、かぼちゃ、じゃがいも等)を使ってお手軽料理を作ってみてはいかがでしょうか。今回は、嘉麻市食生活改善推進会の福澤準子さんに、じゃがいもと長ねぎを使ったスープのレシピを教えてくださいましたので、ぜひ作ってみてください。

じゃがいもとねぎのとろとろスープ

材料(4人分)

じゃがいも ……160g	きぬさや ……8枚
長ねぎ ……60g	だし汁(こんぶ) ……520ml
しめじ ……80g	塩 ……小さじ1/2



1 じゃがいもはいちょう切り、長ねぎは小口切り、しめじは横半分に切る。きぬさやはすじを取り斜め半分に切る。



2 鍋にだし汁とじゃがいもを入れて火にかける。



3 沸騰したらねぎとしめじを加え、じゃがいもが柔らかくなるまで7分ほど煮る。



4 へらでじゃがいもを潰すようにして塩で味を整える。



5 きぬさやを加え、火を止める。



6 完成です。お好みによってだしの種類や調味料を変えてもいいですね。

成年後見

Q&A



Q

成年被後見人が、亡くなった父親名義の自宅で一人暮らしをしています。成年被後見人には別居している兄弟がいます。今後も自宅で生活することを望んでいますが、このまま住み続けていてもよいのでしょうか？

A

2024年4月から不動産の相続登記が義務化されることに伴い、成年被後見人に名義変更しなければなりません。そのためには、遺産分割協議を行い、兄弟の同意を得ることが必要です。兄弟の中に判断能力がない方がいれば、成年後見人を立てて協議する必要があります。

かまボランティア・市民活動センター情報

かまボランティア・市民活動センター
TEL:0948-43-3511 FAX:0948-43-3450

本格的なミニテーブル作りに 挑戦するも悪戦苦闘

～小修繕ボランティアフオーアップ講座を開講～

令和4年11月30日(水)、12月5日(月)の2日間、夢サイトかほの工作室にて小修繕ボランティアフオーアップ講座を開講し、市内でリフォーム会社を営む宮地裕次さん、高倉高徳さんたかのりを講師に7名が受講しました。今回のフオーアップ講座は令和3年度に実施した小修繕ボランティア養成講座の受講生が集まる中で「もっと技術を高めたい」、「仲間を増やして地域に役立つ活動をしたい」との声を受けて企画しました。

11月30日は、のこぎりやかなづち、インパクトドライバ―といった工具の種類と使い方、手入れの仕方について学びました。のこぎりやかなづちは普段から扱いに慣れていない方もいましたが、電動工具は初めて使用するという方が多く、最初は苦労する様子もありました。講師から力加減の調節についてアドバイスをもらうと、徐々にコツをつかんだようで、時には受講者同士でアドバイスをする場面もありました。

12月5日は、戸車の交換方法を学んだのち、2グループ



に分かれて、1日目に学んだのこぎりやインパクトドライバ―を使用し、ミニテーブル作りに取りかかりました。ミニテーブルの天板と脚を固定する際、ビスが上手に入らず、斜めになってしまったり、角材が斜めに切れてしまうと



かまボランティア・市民活動センター
☎0948-43-3511

いったハブニングもありましたが、講師のサポートを受けながら進めていきました。この日は9割程度まで完成しましたが、仕上げの工程を終えることができなかったため、あらためて集まり、完成させることとなりました。完成後のミニテーブルは、相談援助の中で生きづらさを抱え、生活している、ある母子世帯の方に使ってもらうことにしています。受講者の皆さんは、今後も小修繕の技術を高めるために活動することにしていきますので、興味・関心のある方はぜひ、ご連絡ください。

活動中の「もしも」のために・・・

～ボランティア活動保険にご加入を～

ボランティア活動保険は、「ボランティア活動中にけがをした」、「活動中に誤って他人の物を壊してしまった」、「他人にけがを負わせてしまった」など、万が一の事故を補償するもので、基本プラン、天災・地震補償プラン、特定感染症重点プランの3種類があります。活動の内容によっては、保険の対象とならない場合もありますので、詳しくは、かまボランティア・市民活動センターまでお問い合わせください。

補償期間 加入日の翌日～当年度の3月31日まで

年間保険料

基本プラン	350円
天災・地震補償プラン	500円
特定感染症重点プラン	550円

※保険料振り込みの際に、送金手数料110円が別途必要になります。
なお、令和5年度のボランティア活動保険の受付は令和5年3月1日(水)から可能です。

お問い合わせ先 嘉麻市社会福祉協議会
かまボランティア・市民活動センター ☎0948-43-3511

法人運営 INFOMATION

第79回理事会 <<開催日>>令和4年12月13日(火)

【議案第260号】令和4年度第二次補正予算について

【議案第261号】第51回臨時評議員会の開催について

【報告第84号】定款第21条第4項に係る理事会報告事項について

【報告第85号】高額寄付について

【報告第86号】生活福祉資金特例貸付 資金借受後の家計を含めた生活状況調査第一次報告について

第51回臨時評議員会 <<開催日>>令和4年12月21日(水)

【議案第113号】令和4年度第二次補正予算について

【報告第30号】生活福祉資金特例貸付 資金借受後の家計を含めた生活状況調査第一次報告について

～空き家管理住まいるサービスのご案内～

本会は、平成26年から地域の安全と環境保全を図ることを目的に「空き家管理住まいるサービス」を実施し、現在7軒の家屋を管理しています。

市内にある空き家の管理でお悩みの方は、下記までお気軽にご連絡ください。



記

【対象となる家屋】

嘉麻市内にあり、本人・配偶者・子または父母が所有者となっている家屋

※公営住宅や賃貸、商用物件は除きます。

【利用対象者】

次のいずれかの理由によって、現在、家屋の管理ができない方

- ① 県外、市外に住んでいるため
- ② 長期出張、転勤のため
- ③ 入院、施設入所等のため
- ④ その他、本会会長が特に必要と認めた場合

【利用条件】

- ・火災保険、家財保険への加入
- ・本会の会員(1,000円/年)に加入

【サービス内容と料金】

- ・基本サービス(月1回):通風、通水、内外部のチェック、郵便物のチェックなど

≪利用料 3,000円/月≫

- ・オプションサービス(適宜):掃除、庭の草刈りや剪定、近隣訪問など

≪利用料は内容によって異なります。事前に見積書を提示します。≫

お問い合わせ 嘉麻市社会福祉協議会 ☎ 0948-43-3511

指定葬祭事業を終了いたします

旧稲築町社協時代にスタートし、法人合併後も継続拡充してきた指定葬祭事業は、葬祭場のご理解とご協力によって、葬儀費用の一部を割り引いてもらい、葬儀執行者の経済的負担を少しでも減らすことを目的としていました。

しかし、時間の経過の中で、葬祭場による独自の割引制度が広がったことで本事業のメリットが薄れ、平成28年8月から利用申し込みが全くない状況です。また、指定葬祭場を順番に啓発していた本会の広報紙が令和2年4月から全戸に届かなくなったことで、指定葬祭場からすると啓発媒体としての役割が薄れてしまいました。このようなことから、令和5年3月31日をもって、本会指定葬祭事業を終了することとなりましたので、お知らせします。

これまで、本事業を利用してくださいました皆様、並びにご理解、ご協力を賜りました指定葬祭場の関係者の皆様に対しまして、心より厚くお礼申し上げます。誠にありがとうございました。

令和5年2月・3月・4月の

総合相談

心配ごと相談

とき 2月10日(金) 13時～15時

ところ 稲築地区公民館

とき 2月22日(水) 13時～15時

ところ 稲築地区公民館

とき 3月8日(水) 13時～15時

ところ 山田ふれあいハウス

とき 3月22日(水) 13時～15時

ところ 山田ふれあいハウス

とき 4月11日(火) 13時～15時

ところ 稲築地区公民館

とき 4月26日(水) 13時～15時

ところ 稲築地区公民館

※新型コロナウイルスの感染拡大の状況によっては、中止となる場合がありますので、お問い合わせください。

法律相談

とき 2月2日(木) 13時～16時

ところ 稲築地区公民館

とき 3月2日(木) 13時～16時

ところ 山田ふれあいハウス

とき 4月6日(木) 13時～16時

ところ 稲築地区公民館

※法律相談は予約が必要です。先着順となっておりますので、お早目にお申し込みください。

※新型コロナウイルスの感染拡大の状況によっては、中止となる場合がありますので、お問い合わせください。

ご案内

在宅介護者の集い

在宅で介護をされている方々が、いろんな情報交換を
つづじて、楽しくリフレッシュしています。

○令和5年2月16日(木)

稲築地区公民館にて(右崎1141番地)

○令和5年3月16日(木)

山田ふれあいハウスにて(上山田5002番地6)

○令和5年4月20日(木)

稲築地区公民館にて(右崎1141番地)

※時間はいずれも13時～1時間程度です。

嘉麻市認知症家族の会

認知症の方を介護しているご家族が集まり、お互いの
体験や情報交換をしています。

○令和5年2月15日(水)、3月15日(水)、4月19日(水)

山田ふれあいハウスにて(上山田5002番地6)

※時間は13時30分～1時間程度です。

《お問い合わせ先》嘉麻市社会福祉協議会 ☎0948-43-3511

E-mail: tiki@kama-shakyo.com

ひきこもり家族の会

ひきこもりの家族を持たれている方々と、いろんな悩
みを話したり、情報交換をしています。

○令和5年2月16日(木)、3月30日(木)、4月27日(木)

フリースペース

家から一歩外に出て自由に過ごせる居場所です。
特にプログラムはありません。

毎週木曜日

○令和5年2月2日(木)、9日(木)

○令和5年3月2日(木)、9日(木)、16日(木)、23日(木)

○令和5年4月6日(木)、13日(木)、20日(木)

※ひきこもり家族の会フリースペースの開催場所は寄ってこ
ハウス(添生878番地1)で、時間は13時30分～15時30分です。

日時等が変更や休止になることもありますので、事前にご連
絡ください。

《お問い合わせ先》嘉麻市社会福祉協議会 かまひきこもり相談支援センター

E-mail: kizuna@kama-shakyo.com

みなさまの善意、
心より厚く
お礼申し上げます

香典返し・寄附

10月1日～12月28日受付分

香典返し

【東石崎】

親族 中嶋 信幸 様

故 中嶋 喜代美 様

【平東】

親族 中村 時和 様

故 中村 カズ工 様

【添生東】

親族 亀川 太 様

故 亀川 歌子 様

【枝坂】

親族 谷口 富美枝 様

故 谷口 信典 様

【飯田】

親族 中嶋 義道 様

故 中嶋 一美 様

【下口井西】

親族 坂口 けい子 様

故 坂口 寅道 様

【熊ヶ畑第二】

親族 大塚 毅 様

故 大塚 花子 様

【西川】

親族 八重野 伸一 様

故 八重野 信子 様

【猪之鼻】

親族 吉竹 サチ子 様

故 吉竹 孝二 様

【中山田上】

親族 皆川 常子 様

故 皆川 浩樹 様

【中益】

親族 手島 満 様

故 手島 ミサ子 様

【上西郷】

親族 倉智 良治 様

故 倉智 タダシ 様

【貞月】

親族 手島 寿子 様

故 手島 公弘 様

【下午隈】

親族 福澤 良一 様

故 福澤 チヨ子 様

【泉河内】

親族 榎 清 様

故 榎 洋子 様

【高倉】

親族 高倉 建美 様

故 高倉 円次 様

【西馬見】

親族 井上 明子 様
 故 井上 文博 様
 親族 森 勝喜 様
 故 森 喜久子 様

【椎木】

親族 田中美紀 様
 故 田中和夫 様

【桑野】

親族 大里 篤 様
 故 大里 愛子 様
 親族 重藤 羊子 様
 故 梶原 愛子 様

【小野谷】

親族 石井 育雄 様
 故 石井 侁子 様

【市外】

親族 秋好 美潮 様
 故 松岡 ミヨシ 様

一般寄附

【市外】

嘉穂の名水愛好者一同 様

物品寄附

【子育てリユース】

漆生東 坂本 真一 様
 漆生東 匿名 様

鴨生北町 吉田 雅子 様

長野 梶嶋 周介 様
 石ヶ崎 松下 梨菜 様
 上町 前田 清子 様
 貞月 手島 紀子 様
 飯塚市 福岡 綾 様

【アルミ缶】

漆生南部 市原登志彦 様
 東岩崎 松岡 光 様
 □春 高木久美子 様
 平第二 西坂 勝正 様
 漆生東 匿名 様
 六四田 渡邊美千代 様
 百々谷 山中 輝美 様
 百々谷 日野 和義 様
 神幸 有吉 章代 様
 天神 愚童の庵 様
 下宮 三好 邦央 様
 鴨生北町行政区8組 様
 鴨生北町行政区12組 様
 (有)小西モーターズ 様
 匿名 様

【リングフル】

鴨生町 後藤ノブ子 様
 熊ヶ畑第二 山本ヨシ子 様
 熊ヶ畑第二 大里久美子 様
 下宮 三好 邦央 様
 木城 樋口 龍生 様

中山田下 箕田ヤヨイ 様

下山隈 匿名 様
 東馬見 匿名 様
 清浄学園 様
 特定非営利活動法人
 ハートフルボイス 様
 匿名 様

【古切手】

鴨生町 後藤ノブ子 様
 熊本 中島 政美 様
 下山隈 匿名 様
 千手 匿名 様
 教育ナビゲーション(株) 様
 嘉麻市福祉事務所 様
 生活支援課 様
 嘉麻市福祉事務所 様
 社会福祉課 様
 嘉麻市役所 高齢者介護課 様
 高齢者相談支援センター 様
 清浄学園 様
 特定非営利活動法人
 ハートフルボイス 様
 下山田郵便局 様
 (有)中村工務店 様
 匿名 様
 熊ヶ畑第二 大里久美子 様

【済テレカ】

熊ヶ畑第二 大里久美子 様

あなたの会費が、
 社協の地域活動を
 支えています

会員として、次の方々に

ご加入いただきました。

(敬称を省略させていただきます。)

(順不同で掲載しています。)

10月1日〜12月28日受付分

- 【□春】梶原政勝、山倉正昭、山本秀樹、諫山正気、時川明廣、福澤貞年、宮崎正利、山本敏幸、橋本武彦、柴田健志、森太、安部浩勝、永川義彦、吉田文平(2〇)
- 【緑ヶ丘】川上一記、寄村順子、野嶋敏正、栗原徳吉、富永昭信、金国勝美
- 【枝坂】匿名
- 【鴨生北町】山下義記、吉田雅子、太田智広
- 【鴨生町】鴨生町行政区(20〇)
- 【上白井上】坂田勲、坂田真澄、坂田和代
- 【下白井西】小川史佳(2〇)
- 【熊ヶ畑第二】石橋和稔、大里久美子、上野富美子、大里九州男、広瀬美雪、広瀬シゲ子、大田勝彦
- 【熊ヶ畑第三】白木組(11〇)、長原上組(10〇)、中野組(5〇)、熊田1組(7〇)、熊田2組(8〇)
- 【下宮】椿甫、椿耕治、今村きよ子、坂本智恵子、平野千恵子、加来京子、内橋商店、松岡伸彦、大塚あけみ
- 【木城】坂本真一(2〇)
- 【中央】渡辺進、渡辺智子、浅田美代香、門谷義人、赤坂良子、井本寿子、佐伯久美子、佐伯憲子(2〇)、高倉香代子、大田信、三浦一恵
- 【昭和】伊藤美穂
- 【三菱第一】上村洋子、内田フサ子
- 【中山田下】中山田下老人クラブ「二元かい」
- 【日吉】青木正親、松向カツエ、定政一、藤田真吾、田中和昭、木村豊次、久恒清
- 【下山隈】秋吉裕子
- 【西馬見】森房実、縄田由紀子

No.173
ふるさとへの
手紙広島県呉市在住
川波 辰男 さん
旧山市出身

拝啓 ふるさと様

お変わりございませんか。あなたのもとを離れ、間もなく半世紀が過ぎようとしている今、あなたのごことを改めて考える機会をいただきました。

高校卒業まで旧山市で育ち、戦闘機パイロットという夢を抱き、神奈川県横須賀にあります防衛大学校に入学しました。しかし、在学中に左目の視力が悪化、パイロット適性を失い、巡り巡って海上自衛隊の艦艇勤務となり、実働24年間を船乗りとして過ごしました。1年の120日以上は海の上であり、職業柄、約2年に1度の転勤と相まって、家族には大変負担をかけましたが、勤務地と

して縁のあった広島県呉市に居を構えることとなりました。

さて、自分にとっての故郷を考えてみますと、時の流れの中で変遷を遂げてきたように思います。独身時代、故郷は懐かしく、ホッとできる場所であり、古い友人と親交を深める場所でした。しかし、結婚して子どもができる、親に孫の成長を見せ、親孝行の真似事をする場所へと変わっていききました。そして、親が年老いてくると、親を心配する場所、3年前に母が亡くなると、誰も住んでいない実家だけが残る場所となり、何だか縁遠い場所になってしまったような気がします。

少し寂しい気はしますが、ふるさと様、あなたが唯一無二の存在であることに変わりはありません。機会があれば、再開できる日を楽しみにしています。



編集後記



おがわ

人生100年時代。利用者の最期に携わる支援が増え、終活の大切さを実感しています。オピニオンでは、公正証書や任意後見制度について寄稿してもらいました。



かく

ひきこもり支援は、本人に会うまでに多くの時間を要します。支援者間のネットワークを活かし、本人の気持ちに寄り添ったかわりが持てるようになればと思います。



さかもと

P7では、身体を温める作用のある食材を使ったスープのレシピを紹介しています。簡単に作ることができますので、ぜひお試しください。



よしだ

P6では、日々、スロージョギングに取り組んでいる山口さんを紹介しています。今回の取材を通して、何か目標を立て、継続することの大切さをあらためて学びました。



のみやま

成年後見Q&Aで紹介した不動産の相続登記については、相続人が複数いたり、判断能力のない相続人がいたり、複雑なケースが多いのではないかと感じています。



つちや

生活福祉資金特例貸付生活状況調査では、困窮状態から抜け出せない方が多くおられることがわかりました。償還猶予等の相談も受け付けていますので、ご連絡ください。



おおさと

かま自立相談支援センターは相談して良かったと思ってもらえるよう、ひとり一人に寄り添い、状況に応じた支援を行ってまいりますので、ぜひご利用ください。

社協だよりクイズ

「広報紙えがお」を読んで、次のクイズにお答えください。正解者の中から抽選で図書券(千円分)を2名の方にプレゼントします。



問題

2ページでは公証役場について寄稿してもらっています。3月14日におこなわれる無料相談会の相談員の役職は何でしょうか？

(1)司法書士 (2)公証人 (3)行政書士

応募方法

①クイズの答え、②広報紙の感想、③郵便番号・住所、④氏名、⑤年齢、⑥電話番号をご記入の上、令和5年4月30日(必着)までにハガキ、またはEメールにてご応募ください。

送付先

〒821-0012 嘉麻市上山田502番地6 嘉麻市社会福祉協議会
E-mail:tiiki@kama-shakyo.com

前号のクイズの答え

(1) 地元主体

災害ボランティアセンターにおける支援の基本は、「被災者中心」と「協働」、「地元主体」です。

応募のあった方から社協だよりの感想をいただきましたので、紹介します。

・災害ボランティアセンターの運営訓練が実施され、頼もしく感じます。

※当選者の発表は発送をもって代えさせていただきます。